

動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会について

1. 目的（開催の趣旨）

- 動物愛護管理法に定められている動物取扱業に係る飼養管理に関する基準（登録の基準）及び遵守基準については、汎用性の高い定性的な基準として、動物取扱業者が確保すべき飼養管理のあり方が示されているが、その円滑な運用等に資するため、ガイドライン等の作成や数値の設定などによる明確化等を図っていくことが強く求められていた。
- 令和元年6月19日には、議員立法による改正動物愛護管理法が公布され、遵守基準に定める事項が明確化されるとともに、特に犬猫についてはできる限り具体的なものとする規定が設けられ、これらの規定については令和3年6月1日に施行されることとなった。
- 動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会においては、これらの経緯を踏まえ、科学的知見等に基づいた基準やガイドラインのあり方について専門的な見地から検討を行ってきた。

2. 検討委員（敬称略）

氏名	所属	役職
磯部 哲	慶応義塾大学大学院法務研究科	教授
加隈 良枝	帝京科学大学 生命環境学部アニマルサイエンス学科	准教授
佐藤 衆介	八ヶ岳中央農業実践大学校	畜産部長
渋谷 寛	渋谷総合法律事務所	所長、弁護士
武内 ゆかり	東京大学大学院農学生命科学研究科	教授
戸田 光彦	自然環境研究センター	主席研究員
水越 美奈	日本獣医生命科学大学獣医学部獣医保健看護学科	教授

3. 検討経緯

○第1回検討会（平成30年3月5日）

- (1) 動物取扱業に係る動物の飼養管理方法等の制度の概要について
- (2) 今後の検討の進め方について

○第2回検討会（平成30年12月11日）

- (1) 検討の進め方
- (2) 自治体の意見及び海外の基準等について（報告）
- (3) 適正な飼養管理のあり方と基準の明確化に向けた方向性について

○第3回検討会（平成31年3月8日）

- (1) 海外の基準及び論文調査について（報告）
 - ① 各国の飼養管理に関する定量的基準等について
 - ② 適正な飼養に関する科学論文等調査の状況について
- (2) 適正な飼養管理のあり方と基準の明確化に係る対象項目について

○改正動物愛護管理法公布（令和元年6月19日）

○第4回検討会（令和元年8月30日）

- （1）動物愛護管理法の改正について（報告）
- （2）今後の検討スケジュールについて
- （3）適正な飼養管理の基準の具体化に係る検討事項について

○第5回検討会（令和2年2月3日）

- （1）関係団体ヒアリング
 - ・関係団体ヒアリング
 - 公益財団法人 動物環境・福祉協会 Eva
 - 動物との共生を考える連絡会
 - 犬猫適正飼養推進協議会
 - ・適正な飼養管理の基準に係る自治体の意見等
- （2）犬猫の適正な飼養管理の基準の具体化に係る論点について
 - ・海外調査について（報告）
 - ・犬猫の適正な飼養管理の基準の具体化に係る論点について

○犬猫の殺処分ゼロを目指す動物愛護議員連盟が犬猫に関する基準案をとりまとめ、環境大臣要望として提出（令和2年4月3日）

○第6回検討会（令和2年7月10日）

- （1）調査報告
 - ・動物取扱業の実態調査結果
 - 第一種動物取扱業者の状況
 - 第二種動物取扱業者の状況
 - 事業者の問題事例
 - ・繁殖に係る専門家ヒアリング結果
- （2）適正な飼養管理の基準の具体化について

○第7回検討会（令和2年8月12日）

- （1）適正な飼養管理の基準の具体化について

○「適正な飼養管理の規準の具体化について」検討会とりまとめ報告公表（令和2年8月31日）